

第1章 計画の策定にあたって

1 はじめに

本市はこれまで、国が推進する「二十一世紀における国民健康づくり運動(健康日本 21)」と「食育推進基本計画」の趣旨に沿って、「ヘルシーおきなわシティ 21(健康増進法第八条第 2 項に基づく市町村健康増進計画)」や「沖縄市食育推進計画(食育基本法第十八条第 1 項に基づく市町村食育推進計画)」を策定し、市民の健康の増進及び食育の推進を図ってきました。

この「健康増進計画」と「食育推進計画」について、本計画では一体的に策定し、推進することとしました。その理由としては、国が定めた第4次食育推進基本計画¹の重点事項の一つに、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」が掲げられており、食育は健康づくりの基礎であるとされていることからです。

今後は本計画に基づき、市民の健康の増進、食育の推進を図っていくこととします。

表1-1-①:本市の健康増進計画及び食育推進計画、健康・食育おきなわシティ21の変遷

	平成 16(2004)年 4 月～ 平成 21(2009)年 3 月	平成 21(2009)年 4 月～ 平成 26(2014)年 3 月	平成 26(2014)年 4 月～ 平成 31(2019)年 3 月	平成 31(2019)年 4 月～ 令和 7(2025)年 3 月	令和 7(2025)年 4 月～ 令和 19(2037)年 3 月
健康増進計画	ヘルシーおきなわシティ 2010		ヘルシーおきなわ シティ 21	第 2 次ヘルシー おきなわシティ 21	—
食育推進計画	—	第 1 次	第 2 次	第 3 次	—
健康・食育 おきなわシティ 21	—	—	—	—	一体的策定・実施

¹ 農林水産省 HP, 第4次食育推進基本計画, <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kannrennhou-24.pdf>, 2024 年 10 月 10 日閲覧

2 本計画の概念

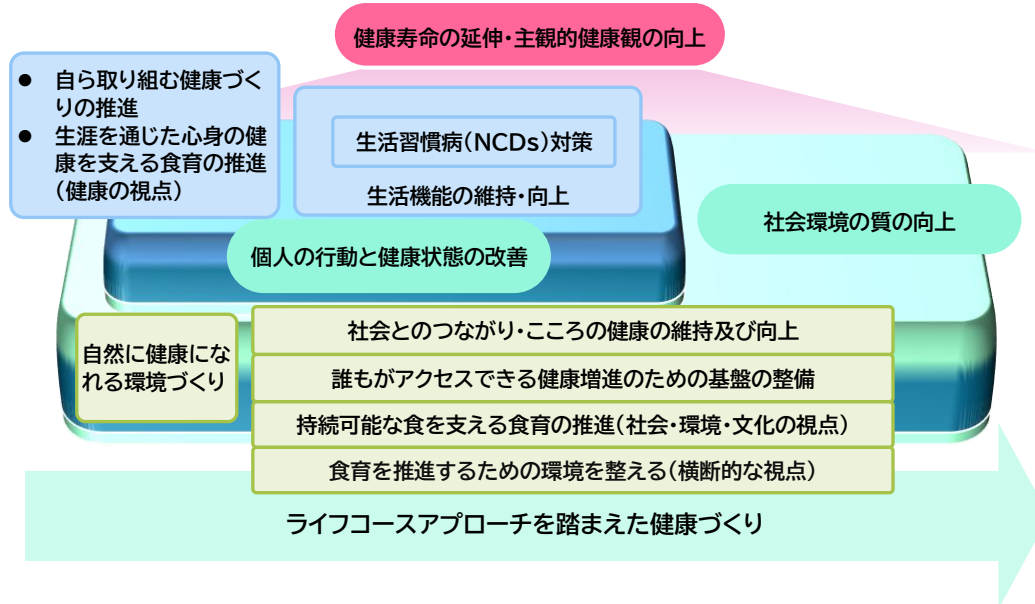
本計画は、本市の将来像である「国際文化観光都市」の実現に向けたまちづくりの方向性や取り組みを示す行政計画「第5次沖縄市総合計画」を最上位計画とする分野個別計画です。

本計画では、「健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸」と、自らの健康状態を主観的に評価する指標である「主観的健康観の向上」を最終目標として設定し、本計画に基づくライフステージに応じた健康づくりを推進することにより、「ともに生きる心が広がりいきいきと暮らせるまち」の実現を図ります。

最終目標を達成するために、個人の行動と健康状態の改善に向けた取組と、市民がより健康になれるための社会環境の質の向上に向けた取組を行っていきます。

またこれらの取組においては、食育を健康づくりの基盤の一つと捉えること、健康には、個人レベルの要因だけでなく、環境レベルの要因（社会経済的・構造的）も大きな影響を及ぼす（健康の社会的決定要因（SDH））²ことを踏まえ、地域の実態にあわせた取組としていきます。

図1-2-①：健康・食育おきなわシティ21の概念図



（健康日本 21（第三次）の推進のための説明資料を改編）

² 引用：公衆衛生がみえる 2024-2025 第6版, p3

3 健康・食育おきなわシティ21と関連計画

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和18(2036)年度までの12年間とします。

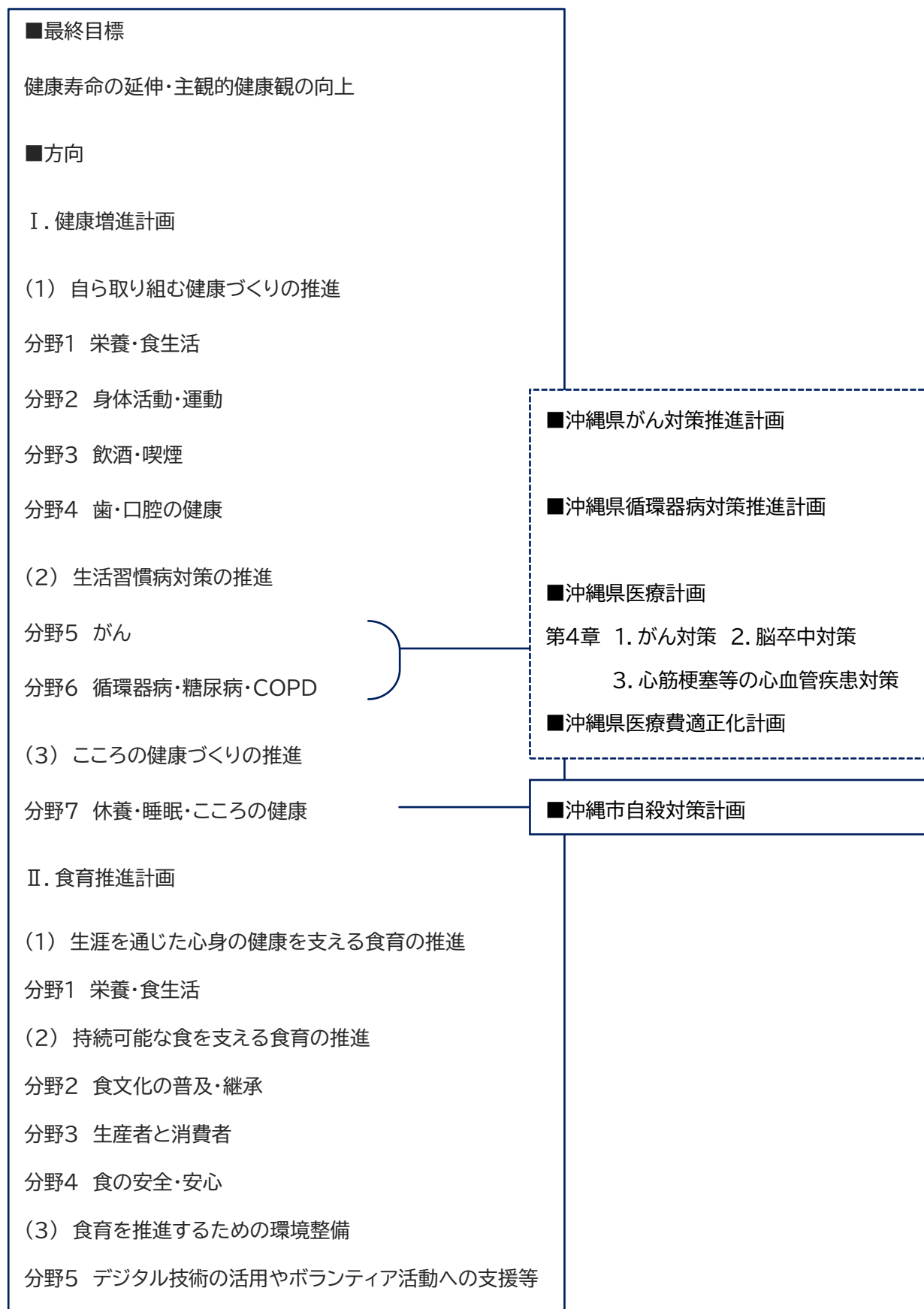
社会環境の変化や市民の健康状態の変化を踏まえ、計画策定から6年を経過した2030年度を目途に、目標の達成状況などについて中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

本計画と各関連計画との期間や関係については次の通りとなっています。

図1-3-①:各関連計画と期間

	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	...	令和 18 (2036)
健康・食育お きなわシティ 21			■健康・食育おきなわシティ21(令和7(2025)年度～令和 18(2036)年度)							
まちづくり	■第5次沖縄市総合計画(令和 3(2021)年度～令和 12(2030)年度)									
生活習慣病		■沖縄市第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計 画(令和6(2024)年度～令和 11(2029)年度)								
高齢者 (介護予防)		■沖縄市高齢者がんじゅう計画(令和6 (2024)年度～令和8(2026)年度)								
こども			■第三期沖縄市子ども・子育て支援事業計画(令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度)							
こころ			■第 2 次沖縄市自殺対策計画(令和 7(2025)年度～令和 11(2029) 年度)							
障がい		■沖縄市障がい者プラン(令和6(2024) 年度～令和8(2026)年度)								
地域福祉	■第 6 次沖縄市地域保健福祉(活動)計画(令和4 (2022)年度～令和8(2026)年度)									
スポーツ		■第2期沖縄市スポーツ推進計画(令和6(2024)年度～令和 10 (2028)年度)								
教育	■第4期沖縄市教育振興基本計画(令和4(2022)年度～ 令和8(2026)年度)									
中心市街地 活性化		■沖縄市中心市街地活性化基本計画(令和6(2024)年度～令和 10 (2028)年度)								
交通	■第二期沖縄市総合交通戦略(令和 5(2023)年度～令和 17(2035)年度)									

図1-3-②:本計画と関連計画との関係



4 SDGsの推進

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

この目標は、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国でも積極的に取り組まれています。³

国は、地方自治体におけるSDGs推進のための取組として、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の作成等にSDGsの要素を最大限反映することを推奨している⁴こと、本市第5次沖縄市総合計画⁵においてもSDGsの要素が示されていることから、本計画では、SDGsの3番目の目標:「すべての人に健康と福祉を」に資する取組を推進していきます。

図1-4-①:本計画で取り組む主なSDGsゴール



³ 外務省 HP, SDGsとは? <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>, 2024年10月10日閲覧

⁴ 首相官邸 HP, 持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版, https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi_shishin_r051219.pdf, 2024年10月10日閲覧

⁵ 沖縄市 HP, 第5次沖縄市総合計画について, <https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k010-001/shiseijouhou/shisaku/shiseijouhou/sougoukeikaku/35712.html>, 2024年10月10日閲覧